

お客様の環境保全をお手伝い

銀行としての本業である「金融」の役割を通じて、地球温暖化防止をはじめとする、持続可能な社会づくりに貢献できる範囲はますます拡大しています。当行ではこのような金融機関としての使命をいち早く認識し、金融機関ならではのCSR(企業の社会的責任)の取り組みとして、さまざまな環境対応型金融商品・サービスを開発・提供し、地域や地元企業の皆さまの環境保全活動を支援しています。

「しがぎん琵琶湖原則(PLB)」

地球温暖化防止に向けた活動が、世界的に拡大する中、当行はお客様と手を携え、環境保全に向けた取り組みを一層促進させるため、平成17年12月に滋賀銀行版「赤道(エクエーター)原則」とも言える、「しがぎん琵琶湖原則(PLB=Principles for Lake Biwa)」を策定し、琵琶湖をはじめとする地球環境保全への願いを込めた、この原則への賛同を広く呼びかけております。

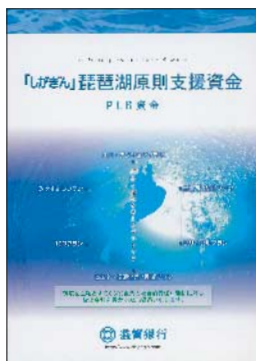
ご賛同いただいたお客様のうち、ご希望の方については、お客様の「環境を主軸としたCSR経営」に関して、当行独自のPLB格付(環境格付)を実施し、環境経営に対する「気づき」のツールとしてご活用いただいております。

「しがぎん」琵琶湖原則支援資金(PLB資金)

環境保全に取り組まれる企業・事業主の皆さまに通常より低利で資金をご融資する「『しがぎん』エコ・クリーン資金」(平成19年3月末現在実行累計:646件81億6,500万円)を提供してまいりましたが、商品の内容をさらに充実・発展させ、PLB格付によるお客様の取り組み度合いを反映して最大で金利を年0.5%優遇する「『しがぎん』琵琶湖原則支援資金(PLB資金)」の取り扱いを平成17年12月より開始しております。

この「PLB資金」には、地元中堅・中小企業による「環境を主軸としたCSR経営」を支援、地域と連携して「持続可能な社会と環境づくり」を促進しようとの強い願いを込めております。

おかげさまで、取り扱い開始以来、県内はもちろん、県外のお客様からも大きな反響をいただいております。平成19年3月末現在、「PLB」には、1,010先のお取引先にご賛同いただき、そのうちPLB格付取得件数は767先、「PLB資金」の取扱いは、312件41億9,900万円となっています。



Principles for Lake Biwa しがぎん琵琶湖原則(PLB)

趣旨

滋賀銀行は、地域自然環境の象徴である近畿の水源・琵琶湖を擁する滋賀県の地元銀行としてCSR(企業の社会的責任)を全うし、「持続可能な企業と地域社会」を実現するために、三項目からなる「しがぎん琵琶湖原則」を策定し、お取引先にその理解と協力を求め、地域全体で「環境を主軸とするCSR経営」の推進に努めてまいります。

PLB 三原則

私たちは地球を、日本を、琵琶湖を愛し、本業の中において発生する環境負荷を低減し、地域の環境保全に役立つ環境配慮行動を組み込んだ生産・販売・サービス基準を策定することによって、琵琶湖を擁する地元滋賀県の水質・大気・土壌などの環境保全や地域社会の持続的な発展に貢献します。

私たちは地球を、日本を、琵琶湖を愛し、環境保全や地域社会等の持続的な発展に役立つ製品・商品・サービスを開発・普及することによって、環境配慮行動とビジネスチャンスの両立をめざします。

私たちは地球を、日本を、琵琶湖を愛し、地球温暖化ガス(CO₂)・土壌・ダイオキシン汚染に代表される環境リスクへの対応として、滋賀銀行と取引先の双方が環境リスクマネジメントに必要な不可欠な情報の共有をめざし、コミュニケーション活動を推進することにより環境リスクを軽減し、持続可能な地域社会を実現します。



大津市坂本

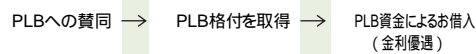
PLB資金プランラインナップ

プラン	エコ・アクションプラン	みずすましプラン	ISOプラン
資金使途	環境保全に役立つ製品・商品・サービスの開発・販売を行うにあたり必要とする運転資金・設備資金	水質の汚濁を防止するための施設の設置、改善または整備に必要な設備資金	ISO認証取得にかかる運転資金・設備資金(ISO14000シリーズの他、ISO9000シリーズを含む)
ご融資金額	運転資金・設備資金合算で1億円以内	1億円以内	運転資金・設備資金合算で1億円以内
ご融資期間	運転資金...5年以内 (据置期間:1年以内) 設備資金...10年以内 (据置期間:1年以内)	10年以内 (据置期間:1年以内)	運転資金...5年以内 (据置期間:2年以内) 設備資金...10年以内 (据置期間:2年以内)
← 固定金利型を選択した場合は据置期間の設定はできません。 →			
ご融資利率	変動金利型または固定金利型(5年以内)を選択いただけます。 PLB格付により金利優遇制度があります。詳しくは融資窓口でご確認ください。		
返済方法	元金均等返済		
担保・保証	必要に応じ、担保および保証をお願いすることがあります。		

プラン	省エネ・温暖化ガス削減プラン	土壌汚染防止プラン	リサイクルプラン
資金使途	大気汚染を防止するための設備資金 営業車としての低公害車、低燃費車等の購入資金 社屋・営業所・工場等におけるエネルギー使用の合理化・温暖化ガス削減のための設備資金	土壌汚染を防止し、除去するための覆土事業、舗装事業、遮断事業、物理的・化学的処理による物質の除去または無害化事業に必要な設備の購入および調査等に要する費用	廃棄物をリサイクル化するための機械設備およびリサイクル商品の製造設備の購入に要する費用
ご融資金額	1億円以内	1億円以内	1億円以内
ご融資期間	10年以内 (据置期間:1年以内)	10年以内 (据置期間:1年以内)	10年以内 (据置期間:1年以内)
← 固定金利型を選択した場合は据置期間の設定はできません。 →			
ご融資利率	変動金利型または固定金利型(5年以内)を選択いただけます。 PLB格付により金利優遇制度があります。詳しくは融資窓口でご確認ください。		
返済方法	元金均等返済		
担保・保証	必要に応じ、担保および保証をお願いすることがあります。		

「PLB格付」と「PLB金利優遇制度」

「しがぎん琵琶湖原則」(PLB)にご賛同いただきますと、PLB格付のランクに応じて、「琵琶湖原則支援資金」の貸出金利を優遇させていただきます。「環境保全や地域社会等の持続的な発展」に役立つ資金を必要とされる際には、ぜひともご用命ください。



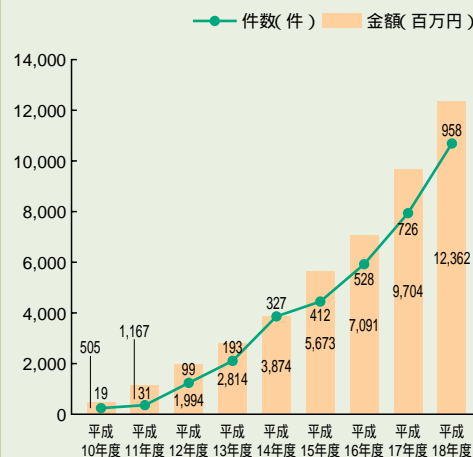
PLB格付	格付評価	金利優遇幅
L1	取り組みが先進的	0.5%
L2	取り組みが十分	0.4%
L3	取り組みが普通	0.3%
L4	今後の取り組みに期待	0.2%

(注) L5に格付された場合はPLB資金をご利用いただけません。

格付評価項目

ISO14001等の認証取得	グリーン調達・グリーン購入の取組
環境会計導入	コンプライアンスの推進部署の設置状況
土壌汚染、騒音、振動等への取組	環境報告書の発行
環境に配慮した製品・商品の取扱	投資案件決定時の環境考慮対応
法令遵守方針の策定	地球温暖化ガス(CO ₂)排出量削減への取組
環境方針の策定	環境保全のボランティア活動
環境保全のボランティア活動	リサイクルへの取組
省エネ・省資源への取組	

エコクリーン資金・PLB資金実績累計



高島市今津町日置前

お客様の環境保全をお手伝い

「カーボンニュートラルローン 未来よし」
～CO₂削減量に応じて固有種「ニゴロブナ」
を放流・増殖～

琵琶湖の環境と生態系の保全のための新たな取り組み「カーボンニュートラルローン 未来よし」の取り扱いを平成19年4月から開始しました。

お客様が、当行の環境対応型金融商品である「エコ・グリーン資金」「琵琶湖原則支援資金(PLB資金)」「エコ&耐震住宅ローン」「セレクトリフォームローン(エコ&耐震)」を活用して「太陽光発電システム」等を導入された場合、導入による地球温暖化ガス(CO₂)の削減量に見合う金額を「EU排出権取引価格」(二酸化炭素排出権購入に必要な金額)を参考に当行が試算し、琵琶湖の固有種「ニゴロブナ」放流事業に資金を拠出するものです。(P26参照)

用語説明 【カーボンニュートラル】

日常生活や事業活動に伴って発生する地球温暖化ガスを、植林や自然エネルギーの導入などにより、実質的にゼロに近づける取り組み。

ひと目でわかる放流効果
～「ふなずし」の振興も～

放流される「ニゴロブナ」は、内耳の「耳石」に特殊な色素で染色し、識別できることから、一定期間後にサンプリング(捕獲)して繁殖状況などが確認できます。また、「ニゴロブナ」の増殖により「ふなずし」など湖国の食文化(スローフード)を守り、振興しようとの願いも込めております。



「エコ&耐震住宅ローン」
～環境 + 防災意識の共有化と促進～

「エコ&耐震住宅ローン」(平成17年8月取扱開始)は、エコ関連および耐震の住宅建設の促進を目的に、同住宅を購入される場合には、金利を優遇するものです。

太陽光発電システム導入住宅など、エネルギー効率の高い住宅を普及促進することにより、地球温暖化ガス(CO₂)の排出量を削減。また滋賀県には琵琶湖西岸に断層帯があるため、耐震住宅の建設を促進することにより、お客様の生命、財産を守るためのお役に立ちたいとの願いが込められています。

また、省エネルギー住宅や耐震住宅へのリフォームをお考えのお客様には、「セレクトリフォームローン(エコ&耐震)」を、通常より低い金利で必要な資金をご融資させていただいております。



「エコ&耐震住宅ローン」の対象となる住宅

- 1 ガス(都市ガス・LPガス)利用住宅(下記のいずれかに該当)
ガス発電・給湯暖冷房システム(エコウィル)
ガス空調システム(ガスヒーボン)
ガス温水床暖房
潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)
- 2 オール電化住宅
IHクッキングヒーター + エコキュート
- 3 太陽光発電システム導入住宅
- 4 耐震住宅
住宅性能表示制度に基づく「建設住宅性能評価書」の「耐震等級(倒壊、損傷)」に該当する住宅

Web総合口座「e-CAMO」

無通帳型のWeb総合口座「e-CAMO」は、盗難通帳による現金被害の防止につながるなど、お客様にとって利便性の高い商品であるとともに、通帳(ペーパー)レスにより紙資源を節約、環境保全に貢献できる商品です。

また、ATM時間外手数料優遇等の特典をうけることができ、まさに環境にもお財布にもやさしい口座です。

しがぎん VOICE



商品企画担当者の声 営業統轄部 個人推進グループ 雲川 雄次
平成17年8月、当行は、「エコ&耐震住宅ローン」の取り扱いを開始いたしました。同ローンは、当時「エコ関連住宅」に対しては付属的な商品が多かった中、単独商品として大胆な金利優遇を付加した画期的なものです。
昨今、地球温暖化に対する対策が急がれていますが、当行としても金融というお金の流れを通して、地球環境と地域社会に貢献できるような商品の企画開発を行っています。

「エコプラス定期」

～預金をしながら環境サポート～

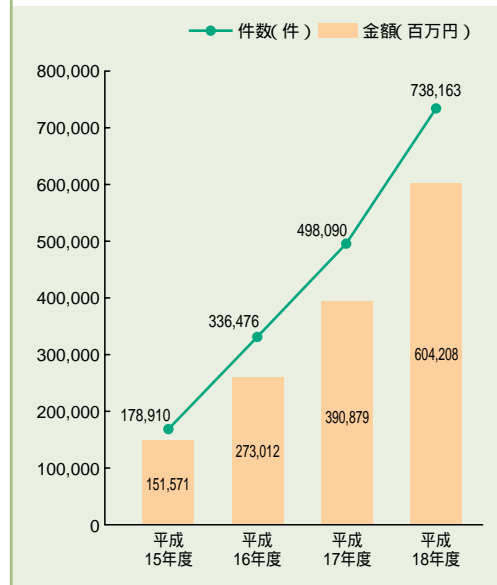
「エコプラス定期」は、地域の皆さまとともに手を携えて環境保全活動を展開していきたいとの願いから、当行の創立70周年を記念して平成15年4月に取り扱いを開始しました。

この商品は、お客さまが当行のダイレクトチャネル(ATM、テレホンバンク、インターネットバンク)を利用して定期預金をしていただきますと、1回のお預け入れごとに7円(定期預金申込用紙の紙資源削減分相当額)を当行が負担して積み立て、滋賀県内の小学校での「ピオトープ」づくりの資金としてお役に立てるものです。平成18年度は、滋賀県内の米原市立山東東小学校と、甲賀市立水口小学校へ各々50万円を寄贈しました。

平成19年3月末現在の取扱高は73万8,163件、6,042億800万円にのぼっています。(P26参照)



エコプラス定期実績累計



平成18年度 「学校ピオトープ」助成先



米原市立 山東東小学校



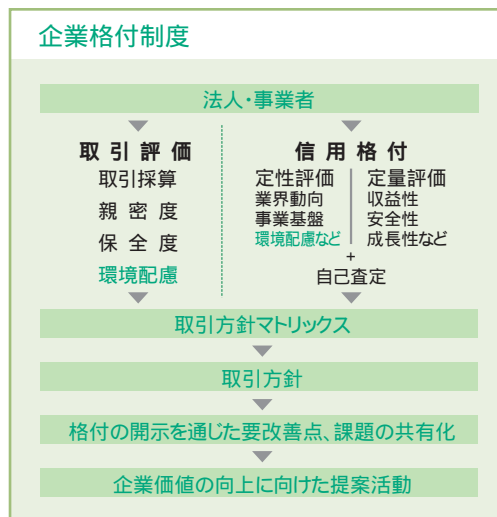
甲賀市立 水口小学校

「企業格付制度」は「環境」も視野に

当行では、CSR(企業の社会的責任)の側面も加味した、「企業格付制度」を実施しています。

「企業格付制度」では、環境保全に熱心なお取引先の活動を取引評価ならびに信用格付に反映させるため「環境配慮評価項目」を設けています。

また、この格付制度を、お取引先の企業価値向上に向けた提案や親身なソリューション活動を充実させるための「コミュニケーションツール」として活用し、「知恵と親切を提供するビジネス」を展開してまいります。



高島市マキノ町白谷

お客様の環境保全をお手伝い

CSRの観点から、環境対応型金融商品以外にも多様な金融商品を取り扱っております。

「子育て&高齢者(同居家族)向け」 金利優遇～少子高齢化対策～

本格的な少子高齢化社会の到来により、子育てや高齢者と同居のご家族のお役に立ちたいとの思いから、「スーパー住宅ローン」ならびに「セレクトリフォームローン」を新たにお申込されたお客様のうち、一定条件(子どもが3人以上おられる家庭や、満65歳以上の同居家族がおられる家庭)を満たす方に対して、金利を優遇するサービスを取り扱っております。(平成18年7月取扱開始)



事業者向け「BCPサポートローン」 ～災害対策に取り組む企業をコンサルからご融資までサポート～

地震などの防災対策に必要な資金を優遇金利でご融資する、事業者向け「BCPサポートローン」(平成18年8月取扱開始)は、災害に備えた平時からのBCP(事業継続計画)の普及を目的とした商品です。BCPをすでに策定されている、または当行関連会社が「しがさん」経済文化センターが提供する災害リスクコンサルティングを受けられた事業者の皆さまを対象に、耐震補強やコンピューターシステムの保全などの災害対策に必要な資金を、通常金利より年0.3%優遇するものです。



「超農力(ちょうのうりょく)」 ～農林漁業の皆さまの夢をサポート～

今後の農業生産の主役となる「担い手」の皆さまをサポートする商品、「超農力」は平成18年10月に取り扱いを開始しました。

この商品は、農業をはじめとする第一次産業を営む企業・個人の皆さまを対象とした融資商品であり、最大2,000万円までお借入れが可能で、無担保、原則第三者保証人不要となっております。



きれいな土地を未来へ

「土地をきれいなまま子どもたちへ、そして未来へ残そう」との願いから、土壌汚染対策法の施行(平成15年2月)に伴い、以下の対応を行っています。

担保土地に対する対応

新規担保

「汚染可能性が高い土地」に該当する土地は原則として新規の担保として取得しません。

(注1)「汚染可能性が高い土地」とは、使用中のものを含め、法に定める特定有害物質を取り扱う「特定施設」の敷地を言います。

(注2)汚染調査の結果、汚染されていない土地や浄化された土地は担保取得します。また「汚染可能性が高い土地」に該当しても、総合的に判断のうえ取得を検討する場合があります。

既存担保

法の定めにより都道府県知事が作成する指定区域の台帳に記載された土地については、評価額をゼロ円とします。

(注)浄化されれば台帳の記載から消去されますので、通常の評価に戻します。

大規模な環境被害を引き起こした企業等への対応

大規模な環境被害を引き起こした企業等については、該当先に対して行内の信用格付をランクダウンさせます。

担保土地のダイオキシン類に関する対応も

ダイオキシン類対策特別措置法(平成12年1月施行)の趣旨を踏まえて担保土地のダイオキシン類に関する対応を平成15年8月から開始しました。土壌汚染対策法への対応に準じたものです。

これらの対応に込めた当行の願いは、お取引先のご理解を得て、土壌浄化に自主的に取り組んでいただける例が増えています。